

令和8年度 第2回 介護保険事業者連絡会次第

令和8年5月21日（木） 16時00分～16時30分

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 連絡・報告事項等

- (1) 長寿支援課直通電話の廃止について（長寿支援課）
- (2) 令和8年度飯田市高齢者虐待対応研修会兼飯田市介護支援専門員等研修会について（基幹包括支援センター係）
- (3) 令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて（基幹包括支援センター係）
- (4) 令和8年8月1日からの負担割合証の送付について（介護保険係）
- (5) 令和8年度各種減免制度更新手続きについて（介護保険係）
- (6) 令和8年度居宅介護支援事業所の運営指導について（介護保険係）
- (7) 同居家族等がいる場合の訪問介護生活援助の算定確認表について（介護保険係）
- (8) 【再掲】介護人材確保に係る事業所アンケート調査の実施について（介護人材確保担当）
- (9) 【長野県】令和8年度長野県外国人介護人材受入促進事業の実施について
- (10) 【長野県】長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金について
- (11) 【長野県】中東情勢悪化による県内事業者への影響に関するアンケートについて

3 事業者からのお知らせ

4 その他

5 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和8年6月18日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

○令和8年7月 開催中止

1 長寿支援課直通電話の廃止について（長寿支援課）

【別紙1】令和8年度 長寿支援課の事務分担＜4月事業者連絡会資料と同内容＞

以下のとおり、長寿支援課宛直通電話を廃止することとし、今後は市役所代表電話（0265-22-4511）におかけいただき電話交換室から担当係へ内線で転送する方式に統一します。
よろしく願いいたします。

(1) 廃止する直通電話番号

0265-22-6277

(2) 飯田市役所代表電話番号及び長寿支援課各担当内線番号

・代表電話番号：0265-22-4511

・内線電話番号：別紙1「令和8年度 長寿支援課の事務分担」を参照願います。

※担当以外の内線番号に電話がかかった場合は、内部で電話を転送します。

(3) 直通電話番号廃止時期

令和8年5月下旬

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課

電話：0265-22-4511（内線 5761）

2 令和8年度飯田市高齢者虐待対応研修会兼飯田市介護支援専門員等研修会について（基幹包括支援センター係）

【別紙2】令和8年度飯田市高齢者虐待対応研修会兼飯田市介護支援専門員等研修会の開催について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話：0265-22-4511（内線 5757）

3 令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて（基幹包括支援センター係）

【別紙3】令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて

令和8年度介護報酬改定による介護職員等処遇改善加算の創設及び対象事業者拡大に伴い、令和8年6月サービス分からサービスコードマスタが変更となります。

マスタの取り込みは、7月6日以降を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話：0265-22-4511（内線 5758）

4 令和8年8月1日からの負担割合証の送付について（介護保険係）

【別紙4】令和8年8月1日からの負担割合証の送付について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5763、5764）

5 令和8年度各種減免制度更新手続きについて（介護保険係）

【別紙5】令和8年度 各種減免制度 更新手続きについて

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5763、5764）

6 令和8年度居宅介護支援事業所の運営指導について（介護保険係）

(1) 令和8年度の対象事業所

- ・居宅介護支援事業所
- ・介護予防支援事業所
- ・小規模多機能型居宅介護

(2) 運営指導の重点事項

- ア 人員関係
- イ 運営基準関係
- ウ 介護報酬関係

(3) 実施時期について

対象となる事業所には事前に別途通知済です。ご協力の程よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5763）

7 同居家族等がいる場合の訪問介護生活援助の算定確認表について（介護保険係）

【別紙6】同居家族等がいる場合の生活援助の算定確認票

(1) 同居家族等がいる場合の訪問介護（生活援助中心型）について

訪問介護（生活援助中心型）サービスの算定については、「1人暮らし」「家族が疾病、または障がいのため、利用者や家族が家事を行うことが困難な場合」「疾病、障がいがない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」とされています。

同居家族等がいる場合で、やむを得ない事情等により生活援助中心型の利用が必要な場合は、市が特段の事情として許可した場合に限り、算定（利用）することができます。

算定（利用）が必要と思われる場合は、以下のとおり書類を提出いただき市の許可を得てください。

(2) 手続きの流れ

- ① 居宅介護支援事業所または地域包括支援センターは、生活援助利用開始前に、同居家族等がいる場合の「生活援助の算定確認票」を市へ提出（郵送可）してください。同居家族が急病等の場合は、後日提出でも構いません。なお、確認票中の1（一人暮らしの方）に該当する場合の提出は不要です。
- ② 市で確認後、確認票に確認年月日を記入し、押印して事業所宛に送付します。
- ③ 事業所は、市から送付のあった確認票を保管してください。

(3) 確認票様式

同居家族等がいる場合の生活援助の算定確認票

(4) 添付書類

アセスメント票、居宅サービス計画書第1表～第3表、サービス担当者会議録（市の許可を得られるか疑問な場合は担当者会開催前にご相談ください。）、支援経過記録等

(5) 確認票提出時期

- ・新規に生活援助を開始する場合は、生活援助の提供が必要と判断され次第、速やかに市にご相談いただき、その上で提出してください。
- ・一旦認められた場合でも、要介護認定更新・区分変更ごとに、確認票を提出してください。
- ・既に生活援助給付中の場合でも、援助内容を変更（増回を含む）する場合は確認票を提出してください。

(6) 提出先

長寿支援課 介護保険係

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5761）

8 【再掲】介護人材確保に係る事業所アンケート調査の実施について（介護人材確保担当）

1 調査対象

市内介護保険事業所（ただし、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く）

2 調査方法

調査対象事業所宛に調査回答票等をメールにて送信しましたので、回答後、長寿支援課宛にメールにて返信願います。

3 提出期限

5月25日（月）

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護人材確保担当
電話 0265-22-4511（内線 5766）

9 【長野県】令和8年度長野県外国人介護人材受入促進事業の実施について

【別紙7】 令和8年度（令和7年度からの繰越分）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（外国人介護人材定着促進事業分）の実施について（通知）

【問合せ先】

長野県 介護支援課 介護人材係
電話 026-235-7129（直通）

10 【長野県】長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金について

【別紙8】 長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金のご案内

【問合せ先】

長野県 介護支援課 施設係
電話 026-235-7113

11 【長野県】中東情勢悪化による県内事業者への影響に関するアンケートについて

【別紙9】 中東情勢悪化による県内事業者への影響に関するアンケートについて（依頼）

【問合せ先】

国際経済情勢に係る長野県連絡協議会 事務局（長野県産業労働部産業政策課内）
電話 026-235-7205

令和8年度 長寿支援課の事務分担

令和8年4月1日

所 属	職名	氏 名	担 当 業 務	
課 長	主事	前澤 英明	課総括	
課長補佐	主事	下島 剛	課総括補佐	
課長補佐	主事	山岸 章広	課総括補佐	
長寿支援係 Tel0265-22-4511 (代表)	係長 内5751	主事	板倉 和代	係総括、庶務、予算、決算監査、福祉施設整備補助金、指定管理、シルバー人材センター、成年後見支援センター、シニアクラブ連絡会事務局長、社福法人監査、防災・福祉避難所、施設の在り方
	係員 内5753	主事	今村 佳織	課内庶務、予算、決算・監査等資料、財務会計、備品管理、勤務管理、老人保護措置費(算定、支払い)、在宅福祉サービス(火災警報器、緊急宿泊、通訳、介護用品券、介護用品処理軽減)、生きがい事業、デイサービス食事代負担軽減事業、地域福祉総合助成金
	係員 内5752	主事	伊熊 邦宏	長寿命化計画、所管施設財産管理、施設改修工事・修繕、施設管理契約、工事起債関連、防火管理、高齢者世帯数統計、高齢者台帳、救急医療情報キット、施設の在り方
	係員 内5775	主事	伊藤 寛康	措置費負担金徴収、在宅福祉サービス(疲労回復、布団乾燥、理美容、慰労短期入所住宅リフォーム、緊急通報)、家族介護支援事業、高齢者補聴器購入助成、シニアクラブ連絡会事務局、敬老祝賀事業、介護支援金、
	係員 内5754	会計年度 任用職員	遠山 絵里香	庶務、郵送処理、車いす貸出し、財務会計、在宅福祉サービス(疲労回復、布団乾燥、理美容サービス、食事代負担軽減)、生きがい事業補助
	係員 内5765	主事	山下 誠	総合相談、老人福祉措置(丸山・東野・竜丘・山本・上郷)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業、生きがいデイサービス、自立支援短期入所
	係員 内5756	会計年度 任用職員	(兼務) 巢山 幸子	総合相談、老人福祉措置(橋南・松尾・鼎・羽場)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業
	係員 内5773	会計年度 任用職員	(兼務) 矢澤 恵利加	総合相談、老人福祉措置(橋北・座光寺・下久堅・上久堅・千代・伊賀良・三穂・川路・龍江)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業
基幹包括支援 センター係 Tel0265-22-4511 (代表)	係員 内5756	会計年度 任用職員	佐々木 美和	総合相談、老人福祉措置(橋南・松尾・鼎・羽場)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業
	係長 内5757	技師	小椋 直美	係総括、地域支援事業総括、地域包括支援センター、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、地域ケア個別会議、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携
	専門技査 内5782	技師	佐藤 博之	介護予防・生活支援サービス事業、新規介護保険相談訪問アセスメント、地域リハビリ活動支援事業、介護予防地域ケア個別会議
	係員 内5758	技師	熊谷 光恵	一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業、認知症施策推進事業(サポーター養成講座、認知症カフェ、キャラバンメイト、見守り事業、本人ミーティング)
	係員 内5765	主事	(兼務) 山下 誠	総合相談・困難ケース、見守りサービス、新規介護保険相談業務、
	補助 内5753	主事	今村 佳織	予算、決算・監査等資料、補助金
	係員 内5756	会計年度 任用職員	巢山 幸子	総合相談・困難ケース、ケアプラン指導・研修、主任介護支援専門員連絡会、介護予防地域ケア個別会議、新規介護保険相談業務
	係員 内5773	会計年度 任用職員	矢澤 恵利加	総合相談・困難ケース、ケアプラン指導・研修、新規介護保険相談業務
	係員 内5756	会計年度 任用職員	佐々木 美和	総合相談・困難ケース、ケアプラン指導・研修、新規介護保険相談業務
	係員 内5781	会計年度 任用職員	伊原 洋子	新規介護保険利用相談業務
係員 内5755	会計年度 任用職員	水野 友夢	認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、認知症施策推進事業(認知症カフェ、本人ミーティング、キャラバンメイト、サポーター養成講座、見守り事業)	
係員 内5775	会計年度 任用職員	山崎 幸代	庶務、認知症施策推進事業(キャラバンメイト、サポーター養成講座、見守り事業)介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、見守りサービス	

所 属	職名	氏 名	担 当 業 務
介護保険係 Tel0265-22-4511 (代表)	補佐 係長 内5761	主事 下島 剛	係総括、条例規則、介護保険事業計画、地域密着型サービス・居宅介護支援事業所指定・指導(総合事業含む)、事業所情報管理、給付適正化、社会福祉審議会、第三者行為
	係員 内5763	主事 森 寿恵	高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、給付負担割合、社会福祉法人等利用者負担軽減、負担限度額、入退所連絡票
	係員 内5761	主事 原田 麻理	予算全般、補助金、決算・主要な施策、監査資料、月報、統計調査、介護給付費支払、国保連各種データ作成、過誤納金還付(副)、給付分析、給付適正化、社会福祉法人等利用者負担軽減補助事業、保険料(副)、事業所対応・事業所情報管理(副)
	係員 内5763	主事 勝又 洋美	住宅改修、福祉用具貸与、特定福祉用具販売(副)、居宅介護支援事業所指導、給付適正化、高額医療合算介護サービス費(副)
	係員 内5762	主事 吉澤 拓朗	保険料全般、資格管理、給付制限、保険料減免、介護保険システム改修案内、所得照会、過誤納金還付、入退所連絡票、介護保険セミナー、振込口座依頼書兼確約書、条例規則
	係員 内5764	会計年度 任用職員 菅沼 美代子	住宅改修、特定福祉用具販売、負担限度額(副)、給付負担割合(副)、振込口座依頼書兼確約書、社会福祉法人等利用者負担軽減、居宅介護支援事業所指導
	係員 内5764	会計年度 任用職員 松下 栄子	窓口全般、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、負担限度額(副)、給付負担割合(副)、社会福祉法人等利用者負担軽減(副)、振込口座依頼書兼確約書、入退所連絡票
介護認定 支援係 Tel0265-22-4511 (代表)	補佐 係長 内5766	主事 山岸 章広	係総括、苦情相談、事故報告、介護相談員派遣事業、認定調査委託、認定調査適正化、事業者連絡会、障害者控除、介護人材確保
	係員(内勤) 内5767 内5768 内5769	主事 原 海智	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、結果通知、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼、延期通知発送、おむつ証明、障害者控除
		主事 見習 尾形 香音	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、結果通知、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼、延期通知発送、おむつ証明、障害者控除
		会計年度 任用職員 松川 明美	要介護認定申請受付、主治医意見書受付、情報提供、特養入所申込受付
		会計年度 任用職員 佐々木 智子	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼
		会計年度 任用職員 小木曾 みどり	要介護認定申請受付、調査予約
	認定 調査員 内3134 内3135 内3136	介護員 田中 明子	認定調査、調査員指導、調査員研修担当
		介護員 佐藤 嘉住子	認定調査、調査員指導、調査員内連絡調整、上村・南信濃地区調査予約、広域調整担当
		介護員 小久江 明子	認定調査、庁用車調整担当
		介護員 熊谷 哲雄	認定調査
		介護員 杉山 めぐみ	認定調査
		会計年度 任用職員 藤田 華枝	認定調査
		会計年度 任用職員 横田 幸子	認定調査
		会計年度 任用職員 松村 美由喜	認定調査
会計年度 任用職員 錫木 利恵		認定調査	
会計年度 任用職員 大内 光代	認定調査		

【別紙 2】

8 飯長第 412 号
令和 8 年 5 月 13 日

飯田市内の
居宅介護支援事業所等に属する介護支援専門員 様
介護保険事業所に属する職員 様
地域包括支援センター職員 様

飯田市長寿支援課
飯田市地域包括支援センター
飯田市主任介護支援専門員連絡会

令和8年度飯田市高齢者虐待対応研修会 兼 飯田市介護支援専門員等研修会の開催について

新緑の候、貴事業所におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より飯田市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、長寿支援課と飯田市地域包括支援センター及び飯田市主任介護支援専門員連絡会は、標記研修会を下記のとおり実施します。

全国的にご活躍されている川端伸子氏を講師にお迎えすることができました。貴重な機会ですので、多くの皆様に受講いただきますようお願いいたします。

なお、本研修会は主任介護支援専門員更新研修のための法定外研修に位置付けます。

記

1 日 時 令和 8 年 6 月 17 日(水) 13:15 ~ 15:30

2 会 場 南信州・飯田産業センター 2階 ホール
飯田市座光寺 3349-1 「エス・バード」内

3 内 容 講演とグループワーク
「高齢者虐待対応におけるアセスメントと面接手法を学ぶ」
講師 一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす 川端 伸子氏

講師プロフィール

ケアワーカー、医療ソーシャルワーカーを経て東京都老人総合研究所勤務、東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター長等を歴任。また、後見事案を個人受任し、東京社会福祉士会の担当理事を務める。令和 5 年まで厚労省成年後見制度利用促進専門官として 5 年間勤務、令和 6 年より日本高齢者虐待防止学会理事。

著書:「仕事がかどるケアマネ術シリーズ 4 はじめの一步が大切 高齢者虐待防止 在宅介護での兆候発見・支援のポイント」他

4 受講料 無料

5 受講証 主任介護支援専門員更新研修に係る法定外研修受講証を交付しますので、必要な方は申込フォームに入力してください。

裏面あり

- 6 申込み 事業所ごとに受講希望者をまとめていただき、6月3日(水)までに、下記の
ながの電子サービスにてお申し込みください。

https://apply.e-tumo.jp/city-iida-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=71542



- 7 お願い 申込をされた事業所宛てに、研修資料を後日メールにて送付しますので、
各自、印刷または端末にダウンロードしてご持参ください。

- 8 お問い合わせ 飯田市福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係
(飯田市役所 A11 窓口)
電話:0265-22-4511 内線 5757
担当 小椋

令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて

令和8年度介護報酬改定による介護職員等処遇改善加算の創設及び対象事業者拡大に伴い、令和8年6月サービス分からサービスコードマスタが変更となりますので、お知らせします。
マスタの取り込みは、7月6日以降を予定しておりますので、よろしくお祈いします。

記

1 内容

(1) 創設及び修正

ア A2：訪問型サービス費（独自）

サービス内容 略称	算定項目			サービスコード
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算	6269
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算	6183
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算	6270
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算	6184
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算	6271
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算	6380

イ A6：通所型サービス費（独自）

サービス内容 略称	算定項目			サービスコード
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 11	ワ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員が19人以上の場合)	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000加算	6100
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000加算	6183
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 11		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000加算	6110
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 21		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000加算	6184
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000加算	6111
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000加算	6380
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 12	カ 介護職員等処遇改善加算 (利用定員が19人未満の場合)	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000加算	6185
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 22		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1000加算	6186
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 12		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000加算	6187

通所型独自サービス処 遇改善加算Ⅱ22	カ 介護職 員等処遇改 善加算 (利用定員 が19人未満 の場合)	(4) 介護職員等処遇改善加 算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算	6188
通所型独自サービス処 遇改善加算Ⅲ2		(5) 介護職員等処遇改善加 算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算	6189
通所型独自サービス処 遇改善加算Ⅳ2		(6) 介護職員等処遇改善加 算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算	6190

ウ AF：介護予防ケアマネジメント

基本報酬の単位数と介護職員等処遇改善加算に相当する単位数を単一サービスコードによ
り設定する。

費用コードの名称	算定項目 単位数		算定 単位	サービ ス コード
介護予防ケアマネジメ ントA 処遇改善加算	介護予防ケア マネジメ ント 費		451	2111
		高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算	447	2121
介護予防ケアマネジメ ントB 処遇改善加算	事業対象者、 要支援1・2		150	2113
		高齢者虐待防止措置未実施減算 1 単位減算	149	2123
介護予防ケアマネジメ ントC 処遇改善加算			102	2115
		高齢者虐待防止措置未実施減算 1 単位減算	101	2125
介護予防ケアマネジメント初回加算・ 処遇改善加算		ロ 初回加算 300 単位加算 介護職員等処遇改善加算 6 単位加算	306	4001
介護予防ケアマネジメント委託連携加 算・処遇改善加算		ハ 委託連携加算 300 単位加算 介護職員等処遇改善加算 6 単位加算	306	5001

(2) 対象者の弾力化について

- ・訪問型サービス費（独自／定額）
- ・通所型サービス費（独自／定額）

飯田市の対象者は、事業対象者・要支援1・2とし、要介護1・2・3・4・5（継続利用者
に限る）の設定はありません。

2 今後の予定

- 6月中 市 サービスコード修正
- 7月1～3日 市 長野県国保連合会への登録（※国保連合会からの指示に基づき実施）
- 7月6～9日 市 登録でき次第、飯田市ウェブサイトへサービスコードマスタを掲載
- 事業所 掲載されたサービスコードマスタの取り込みをお願いします。

3 その他

ご不明な点等ありましたら、ご連絡ください。

（お問い合わせ）

飯田市長寿支援課 基幹包括支援センター係（A11 窓口）担当 熊谷
〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
TEL：0265-22-4511（内線 5758）

令和 8 年 8 月 1 日からの負担割合証の送付について

現在使用中の負担割合証は令和 8 年 7 月 31 日で有効期間が終了します。つきましては、令和 8 年 8 月 1 日から使用できる負担割合証を以下のとおり送付いたしますので、ご確認ください。

(1) 対象者 約 7,000 人

- ・ 令和 8 年 8 月 1 日時点で要介護・要支援の認定を受けている方及び認定申請中の方
- ・ 事業対象者

(2) 送付予定日

令和 8 年 7 月 13 日（月） ※ 送達までに数日かかる場合があります。

(3) 負担割合証の再交付について

負担割合証を紛失した場合は、市役所長寿支援課（即日交付）、自治振興センター（後日郵送）又は郵送での申請により再交付ができます。申請には、各窓口及び飯田市 HP【検索 ID：0064084】にある「介護保険被保険者証等再交付申請書」に加えて、次のものがが必要です。

○本人が申請する場合

- ・ 本人の身分証明書（顔写真ありは 1 点、顔写真なしは 2 点）
- ・ 本人のマイナンバーが確認できるもの（なければ不要）

○代理人が申請する場合

- ・ 代理人の身分証明書（顔写真ありは 1 点、顔写真なしは 2 点）
- ・ 本人の代理権が確認できるもの（被保険者証や受給者証など何れか 1 点又は委任状）
- ・ 本人のマイナンバーが確認できるもの（なければ不要）

※郵送による申請の場合は、これらの写しを添付してください。

(4) 負担割合に関する問い合わせについて

負担割合は、被保険者本人や家族の所得により決定される個人情報であるため、事業者からの「負担割合は何割か？」等の問い合わせにはお答えできません。負担割合の確認が必要な場合は、本人又は家族から担当にご連絡いただくようお願いいたします。

(5) その他

- ・ 令和 8 年 7 月 31 日までの負担割合証は有効期間が過ぎましたら、各自で破棄いただくようお願いください。
- ・ 令和 7 年 11 月末発行分より負担割合証の色が白色から黄色に変更になりました。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話：0265-22-4511（内線 5763）

令和8年度 各種減免制度 更新手続きについて

今年度も更新対象者の方へ更新の通知を送送します。申請時等ご協力をお願いいたします。

1 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証更新について（令和8年7月1日からの認定）

(1) 更新申請書送付日

令和8年5月16日（金）発送予定

(2) 提出期限

令和8年6月19日（金）

・期限までに提出された方で、審査の結果、対象となる方には6月中に決定通知書及び社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証を送付します。審査の結果、対象外となる方にも通知を送付します。

・提出期限を過ぎても申請できますが、結果は随時送付となります。また申請月1日までは遡りますが、月をまたいで前月以前へは遡りできませんので早めの申請をお願いいたします。

(3) 提出書類

ア 介護保険 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（表面・裏面）

- ・記入例にそって、裏面も記入漏れのないことを確認してください。
- ・申請者欄は被保険者ご本人の住所・氏名でご記入ください（自署は押印不要）

イ 申請の際に必要な添付書類

- ・世帯全員の資産の確認ができる書類（通帳等）
- ・「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（令和8年6月30日期限のもの）
詳細は通知文をご確認ください。

(4) その他

- ・令和8年度の市・県民税について、世帯員に未申告の方がいると審査ができませんので、申告の手続きをよろしくお願いいたします。

(5) 対象となる方

市民税世帯非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。

- **年間収入**単身世帯で**150万円**、世帯員が1人増えるごとに**50万円を加算**した額以下であること。*1
- **預貯金等の額**単身世帯で**350万円**、世帯員が1人増えるごとに**100万円を加算**した額以下であること。*2
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 親族等に扶養されていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。

世帯の人数	年間収入（※1）	預貯金の額（※2）
1人	150万円以下	350万円以下
2人	200万円以下	450万円以下
3人	250万円以下	550万円以下
4人以上	1人増えるごとに50万円追加した額以下	1人増えるごとに100万円追加した額以下

(6) 利用額軽減の内容

減額割合は利用料 25%、食費・居住費 25%（ただし、特養・短期入所の食費・居住費の軽減は、特定入所者サービス費支給者のみ）老齢福祉年金受給者は 50%、生活保護受給者は短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスの居住費（従来型個室・ユニット型個室的多床室、ユニット型個室に限る）100%（補足給付等の支給後の金額）（多床室の場合は、居住費は補足給付により支給）

(7) その他

令和8年度の社会福祉法人等利用者負担軽減事業について、令和8年7月1日から令和9年6月30日が有効期限になります。必要な方がいましたら、随時申請可能ですので、ご案内をお願いいたします。申請書等は、飯田市のホームページに掲載しています。【「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」ID：0071030】また窓口でも申請可能です。

2 介護保険 負担限度額認定証の更新について（令和8年8月1日からの認定）

介護保険負担限度額認定とは、介護保険施設への入所や短期入所を利用される場合に、原則自己負担の食費・居住費が減額になる制度です。8月1日以降も継続して介護保険施設を利用される場合は、更新の申請が必要です。

(1) 更新申請書送付日

令和8年6月24日（水）発送予定

(2) 提出期限

令和8年7月24日（金）

・期限までに提出された市内在住者の方で、審査の結果、対象となる方には7月中に決定通知書及び介護保険負担限度額認定証を送付します。対象外となる方には通知のみ送付します。

・今年度より、住所地特例の方の審査にお時間をいただきます。期限までに提出された住所地特例対象者の方で、審査の結果、対象となる方には**申請日にかかわらず8月中**に決定通知書及び介護保険負担限度額認定証を送付する見込みです。対象外となる方には通知のみ送付します。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

・提出期限を過ぎても申請できますが、結果は随時送付となります。また申請月1日までは遡りますが、**月をまたいで前月以前へ遡ることはできません**ので早めの申請をお願いいたします。

・有効期限が切れたものは各自破棄していただくようお願いください。

(3) 申請時の持ち物

ア 介護保険負担限度額認定申請書（表面） - 同意書（裏面）

・記入例に沿って記入漏れのないことを確認してください。

イ 資産の確認ができるもの

被保険者本人と配偶者名義の**すべての**預貯金通帳、定期性預貯金証書等の写しが必要です。通帳等を複数所有している場合は、そのすべての写しが必要になります。窓口にお持ちいただければ写しを窓口でとります。

預貯金等の範囲：預貯金（普通・定期）、有価証券、投資信託、現金、他（負債は控除）**1冊の通帳につき「金融機関・支店・口座番号・名義部分」と、「申請日の直近から2ヶ月前までの残高の分かる部分」、総合口座の場合は定期部分**の写しが必要になります。

ウ 身元確認書類

申請者が被保険者本人 ⇒ 被保険者の身元確認、個人番号の確認

申請者が被保険者以外（代理人）⇒ 申請者（代理人）の身元確認、代理権の確認、個人番号の確認（※個人番号の提示が困難な場合は、記載不要です。）

※法改正に伴い、健康保険証等（国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証）及び住民基本台帳カードは身元確認書類としてお使いいただけませんのでご注意ください。

(4) その他

ア 基準額変更について

令和7年（1月～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が82万6千500円となり、80万9千円を超えることを踏まえ、基準が見直され年金収入等82万6千500円を基準にすることとなりました。

利用者負担段階	被保険者の年金収入等の合計	預貯金等の合計
第2段階	82万6千500円以下	単身650万円以下（夫婦1650万円以下）
第3段階①	82万6千500円超120万円以下	単身550万円以下（夫婦1550万円以下）
第3段階②	120万円超	単身500万円以下（夫婦1500万円以下）

※第1段階の老齢福祉年金受給者及び第2号被保険者の預貯金等の合計は単身1,000万円（夫婦2,000万円）

イ 負担限度額変更について

近年の食材料費の上昇や在宅で生活されている方との負担の均衡を図るため、令和8年8月サービス利用分より、食費の負担限度額（自己負担額）について、利用者負担段階第3段階①の方は1日あたり30円引き上げ、利用者負担段階第3段階②の方は1日あたり60円引き上げとなります。（利用者負担段階第1段階及び第2段階の利用者の限度額は変わりません。）

居住費の負担限度額（自己負担額）についても、利用者負担段階第3段階②の方は1日あたり100円引き上げとなります。（利用者負担段階第1段階、第2段階、第3段階①の利用者の限度額は変わりません。）

利用者負担段階	利用者負担段階の基準	食費	居住費				
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（特養）	従来型個室（その他）	多床型
第1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	300円	880円	550円	380円	550円	0円
第2	前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金※と障害年金）収入額の合計が82万6千500円以下の方	390円 (600円)	880円	550円	480円	550円	430円
第3①	前年の収入額等の合計が82万6千500円超、120万円以下の方	680円 (1,030円)	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3②	前年の収入額等の合計が120万円を超える方	1,420円 (1,360円)	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円
第4	対象外（減額の対象ではありません）						

同居家族等がいる場合の生活援助の算定確認票（飯田市）

※要介護の訪問介護（生活援助）、総合事業訪問型サービス（従前相当・独自、訪問型サービスA）が対象

被保険者氏名		性別		被保険者番号									
生年月日	年	月	日	要介護状態区分等		認定年月日※1		年	月	日			
認定の有効期間※2	年	月	日	～	年	月	日	サービス区分		新規・継続			

※1「事業対象者」は、チェックリスト実施日。 ※2「事業対象者」は、開始年月日のみ記入。

基本的な考え方

生活援助とは、利用者が1人暮らし又は同居の家族等が「障がい・疾病 その他やむを得ない理由」により、家事を行うことが困難な場合に行われ、利用者に対する調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助をいいます。

下記の1に該当する場合はこの確認票の提出は不要です。2については、この確認票と障がいや疾病等の度合いや状況が分かるものを提出してください。3. 4. 5. 6については、第三者に説明できるよう経過等を別に記録し、この確認票と添付資料（アセスメント票、居宅サービス計画書第1表～第3表、サービス担当者会議録、支援経過記録（直近2カ月程度）等）を持参の上、飯田市役所長寿支援課へ相談してください。

<input type="checkbox"/> 1	1人暮らしの方
<input type="checkbox"/> 2	同居家族等が、障がい・疾病等のために家事を行うことができない。 ※同居家族が高齢だからという理由だけでは認められません。
<input type="checkbox"/> 3	家族等の就労などにより日中1人になってしまう。 <input type="checkbox"/> 家族への協力を求めましたか。
<input type="checkbox"/> 4	同敷地内でも別棟として独立している場合（台所・浴室・寝室等独立した生活ができる環境である。） <input type="checkbox"/> 家族への協力を求めましたか。
<input type="checkbox"/> 5	家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない。 <input type="checkbox"/> 家族への協力を求めましたか。 ※家族が介護放棄・虐待は生活援助を算定可とする。
<input type="checkbox"/> 6	上記以外のやむを得ない事情

上記の訪問介護（生活援助）サービス等の利用について、同居家族等がいる場合でも必要であると判断したので、確認をお願いします。

サービス提供開始 年 月 ～ （下記に週に利用する予定の回数と時間を記入してください。）

調理	掃除	洗濯	買い物	衣類整理	見守り	その他
週 回	週 回	週 回	週 回	週 回	週 回	週 回
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

令和 年 月 日 事業所名

介護支援専門員名

※ なお、次回の要介護認定更新・区分変更時や生活援助の内容に大幅な計画変更をする場合、この確認票を提出してください。

上記の内容について確認し、特段の事情と認めます。

令和 年 月 日

飯田市長 佐藤 健 印

経過記録 (添付書類で内容が分かる場合は、省略可)

1 サービス担当者会議での確認・同意 (開催日時 年 月 日)

出席者	生活援助算定についての確認・同意

2 生活援助を提供する詳細な理由

--

3 担当介護支援専門員より (期待できる事・目標設定)

--

【別紙 7】

8 介第 159 号

令和 8 年(2026 年) 5 月 13 日

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
（外国人介護人材定着促進事業分）の実施について（通知）

県福祉行政については、日ごろからご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記事業について下記のとおり補助申請の受付を開始いたしますので、外国人介護人材
受入施設において多言語翻訳機導入費用の補助を希望する場合には、必要書類を提出して
ください。

記

1 事業内容

外国人介護人材受入施設が介護業務に必要な介護用語が導入されている双方向型音声
翻訳機を導入する場合に、本体購入に係る経費の補助を行う。

なお、外国人介護人材とは、「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士
候補者等に限る。）、「技能実習」又は「特定技能 1 号」の在留資格により、介護職と
して受け入れる外国人とする。

2 補助対象経費

介護業務に使用できる多言語翻訳機

なお、多言語翻訳機専用アクセサリ等附属品、電子辞書、スマートフォンやタブレット
本体、翻訳用アプリ、モバイル Wi-Fi ルーターのみの機能を持つもの、月額使用料、クレ
ジットカード等のポイント払い、本体保証費は補助対象外とする。

3 補助上限額

(1) 1 施設・事業所あたり 3 台まで

※申請時点における対象施設・事業所の外国人介護人材の数を上限とする

(2) 補助額は補助基準額（1 台あたり 30,000 円）と実際に支出する予定額のうち、
少ない方の額に補助率 3/4 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨て）とする。

(算定例)

例①: 1 台 29,800 円（税込）の機器を 1 台購入した場合の補助額は

29,800 円×3/4=22,350 円、1,000 円未満切捨のため、22,000 円

例②: 1 台 40,000 円（税込）の機器を 1 台購入した場合の補助額は

30,000 円×1 台×3/4=22,500 円、1,000 円未満切捨のため、22,000 円

例③: 1 台 40,000 円（税込）の機器を 3 台購入した場合の補助額は

90,000 円×3/4=67,500 円、1,000 円未満切捨のため、67,000 円

（1 台 30,000 円×3 台=90,000 円が補助基準額）

4 購入対象期間

令和9年2月28日までに納品・支払が完了した機器

※購入機器名、購入数量、購入金額、購入日、購入者名（法人名）の分かる領収書が必要

5 提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）、経費所要額調（別紙1）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本、確認書、その他参考となる書類

様式は県ホームページに掲載しています。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokujinzai_ukeiresokusin.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉一般 > 福祉・介護人材 > 外国人介護人材の確保に関する取組 > 長野県外国人介護人受入促進事業の実施について

6 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課介護人材係 あて郵送またはメールにより提出してください。

住所：〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 長野県庁

メールアドレス：kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp

7 提出期限

令和9年1月15日（金）まで

（令和9年2月28日までに納品・支払いが完了し、交付請求書の提出（必着）ができる場合に限りです）

※本補助金は予算の範囲内で交付します。提出された事業計画書の総額が予算額を上回った場合には、申込順等により調整を行う場合がありますので、事業計画の目途が立ったところで、早目に提出してください。

※交付決定前に事業に着手する場合は、事業に着手する前に、事前着手届（様式第3号）を提出してください。

（問合せ先）

担 当 介護支援課介護人材係 山崎、篠原

電 話 026-235-7129（直通）

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp





長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金のご案内

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設等がサービスを円滑に継続できるよう、猛暑等の気候変動や災害に備えた設備・備品の購入費用及び食事提供サービスに係る費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

「長野県 サービス継続」で検索してください。

- ・補助額・補助対象施設については、裏面をご覧ください。
- ・詳しい情報は県ホームページにおいて随時お知らせしていきますので、ご確認ください。

(URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shisetsu/r7service-keizoku.html>)

申請受付期間	令和8年3月30日(月)～令和8年8月31日(月)
補助対象期間・経費	令和7年12月16日(国の補正予算成立日)以降に、対象施設が負担した下記「補助対象経費」に掲げる設備・備品購入費用及び食事提供に要した費用
申請方法	①対象の物品等を購入  → ②申請書(様式2-1～2-3)等に入力  → ③申請フォームから申請  → ④補助金の交付  ※原則、補助対象経費には消費税を含めずに申請してください。 ※領収書等の根拠資料は、事業所において適切に保管していただくようお願いいたします。 補助金の交付は、5月以降から順次行う予定です。
申請フォームのURL	https://6ab0a9d6.form.kintoneapp.com/public/nagano-kaigohokennijigyou2-service
事務局	「長野県介護分野における賃上げ等及びサービス継続支援事業」事務局 長野市上千歳町1137-23 リアライズ長野ビル2階 ※郵送による申請は受け付けておりません。
申請問合せ先	TEL : 050-3816-4166 メール : naganoken_keizokushien@nta.co.jp 受付時間 : 平日 9:00～17:00 ※土日祝日は除く

令和8年3月30日(月)よりコールセンターを設置しますので、不明な点等があればお問い合わせください。

補助対象経費

●介護事業所等に対するサービス継続支援事業(設備・備品分)

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に必要な費用

【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】

ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費

イ. ネッククーラー(ヒーター)、熱中症対策ウオッチ、冷感(防寒)ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】

ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費

エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器(給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

(2) 災害備蓄等への対応

災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために必要な費用

【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】

ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費

イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費

ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費

エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費

オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

●介護施設等に対するサービス継続支援事業(食事提供分)

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用等

【入所施設、短期入所系サービス事業所】

食材料費、食事の準備の委託費・外注費

補助額について

- 事業所・施設ごとに、下記の表の基準単価と表面の補助対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額を補助額とします（1,000円未満切捨て）。
- 設備・備品分については、基準単価を超えない範囲で、下記の表の（1）と（2）の両方を申請することができます。
- 1事業所・施設当たり1回まで申請することができます。

補助対象施設・基準単価

			介護事業等に対するサービス 継続支援事業（設備・備品分）		介護施設等に対する サービス継続支援事業 （食事提供分）
			(1)介護サービスを円滑 に継続するための対応	(2)災害備蓄等 への対応	
1	訪問介護 事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200千円／事業所		-
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300千円／事業所		-
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上 2,000回以下	400千円／事業所		-
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500千円／事業所		-
5	訪問入浴介護事業所		200千円／事業所		-
6	訪問看護事業所		200千円／事業所		-
7	訪問リハビリテーション事業所		200千円／事業所		-
8	通所介護 事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円／事業所		-
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円／事業所		-
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円／事業所		-
11	通所リハビリテーション事業所		200千円／事業所		-
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200千円／事業所		-
13	福祉用具貸与事業所		200千円／事業所		-
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200千円／事業所		-
15	夜間対応型訪問介護事業所		200千円／事業所		-
16	地域密着型通所介護事業所		200千円／事業所		-
17	認知症対応型通所介護事業所		200千円／事業所		-
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200千円／事業所		-
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200千円／事業所		-
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200千円／事業所		-
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200千円／事業所		-
22	居宅介護支援事業所		200千円／事業所		-
23	介護老人福祉施設		6千円／定員		18千円／定員
24	介護老人保健施設		6千円／定員		18千円／定員
25	介護医療院		6千円／定員		18千円／定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6千円／定員		18千円／定員
27	短期入所生活介護事業所		6千円／定員		18千円／定員
28	養護老人ホーム		6千円／定員		18千円／定員
29	軽費老人ホーム		6千円／定員		18千円／定員

- 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断します。
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員とします。
- 事業所・施設等について、申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は補助対象となります。
- 各介護予防サービスは補助対象となりません。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含みません。

長野県健康福祉部介護支援課施設係

TEL：026-235-7113 mail：kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



県内事業者 代表者 様

国際経済情勢に係る長野県連絡協議会
会長（長野県知事）阿部 守一

中東情勢悪化による県内事業者への影響に関するアンケートについて（依頼）

平素より、県内産業振興施策へのご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本年 2 月以降の中東情勢の悪化により、燃料油や石油製品をはじめとした様々な製品、資材等の調達への不安や価格上昇が続いています。そこで、県内経済及び企業への影響を把握し、「国際経済情勢に係る長野県連絡協議会※」として迅速な対応策の検討を行うため、アンケートを下記のとおり実施いたします。

ご多忙のところ恐れ入りますが、本アンケートにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

また、国では、燃料油や石油製品等の流通や取引に影響がある事業者からの相談・情報提供窓口を開設しています。個別の事業者等の皆様からのご相談・情報提供を受け付けておりますので、積極的にご活用ください。詳細は、別紙をご覧ください。

記

1 回答方法

以下の URL または右の 2 次元コードから回答ください。

<https://forms.cloud.microsoft/r/PhpDZn7f2n>



2 回答期限

令和 8 年（2026 年）5 月 28 日（木）

3 その他

- (1) ご回答内容については、対外秘の項目を除いては集計の上、企業名が特定されない形で公表させていただきますので、ご了承ください。
- (2) 本アンケートは県内企業の声幅広く収集するため各構成団体で周知することから、**同一の事業所に複数の機関から同じ依頼が届く可能性があります、ご容赦ください。この場合、複数回答いただく必要はありません。**

※本協議会について（令和 8 年 3 月 17 日 米国関税に係る長野県連絡協議会を改組し設置）

国際情勢の変化による関税措置の県内企業及び地域経済への影響について早急な情報収集を行うとともに、事業者へ正確な情報共有等を図るため、長野県及び県内の経済団体等から成る協議会（構成団体）

（一社）長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、（一社）長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、長野県農業協同組合中央会・各連合会、（株）日本政策金融公庫長野支店、（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）長野貿易情報センター、（株）中小企業基盤整備機構関東本部、（公財）長野県産業振興機構、関東経済産業局、長野県

（問合せ先）

国際経済情勢に係る長野県連絡協議会 事務局
（長野県産業労働部産業政策課内）

担当 神林、力、堀内

住所 長野市南長野幅下 692-2

Mail san-kikaku@pref.nagano.lg.jp

TEL 026-235-7205



しあわせ信州
山々と育む すこやかな国

中東情勢の緊迫化に伴う石油及び関連製品等に関する国の相談窓口の活用等のご案内

国では、石油及び関連製品等について、流通や取引に影響を受けている事業者の方を対象に、相談・情報提供の窓口を設置しています。

製品等の必要以上の供給制限や、停止などの情報がありましたら、ご相談をお願いします。

**中小企業、個人事業者の方も、積極的に国の相談窓口を活用してください。
(対象者に規模や業種による制限はありません)**

【国相談窓口】

経済産業省 (事業者、消費者の方)	厚生労働省 (医療関係の方)	環境省 (廃棄物処理業等の方)	農林水産省 (農林畜産業、食品産業、 木材産業の方)	国土交通省 (交通・物流、自動車整備、 上下水道、建設、住宅関係 産業の方)	国土交通省 (住宅建材・設備等に 関する情報)
燃料油や石油由来の化学品・ 製品等の供給に関する情報提供 の受付フォーム	中東情勢関連対策 ワンストップポータル	中東情勢対策ポータル	中東情勢関連対策ポータル	燃料油や石油製品等の供給に 関する相談窓口	中東情勢に係る住宅分野情報提供 窓口
					

【参考】国対応事例

- ・豆腐製造業者のA重油、豆腐を入れる容器を確保
- ・靴の製造に使用する接着剤を確保
- ・機器メーカーや医療機関での滅菌に必要な酸化エチレンガスを供給
- ・自動車・自動車部品塗装に使用するシンナーを確保
- ・バス・トラックの軽油を確保
- ・ごみ焼却施設で使用する重油を確保